

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 2823号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

地蔵岩 (北海道礼文町)



も く じ

政 策  
フオーラム  
情 報  
随 想

- 過疎対策の現状と課題……………総務省地域力創造グループ過疎対策室企画係長 福島 浩 (2)
- 子育てしやすいまちづくり  
～子育てを応援する人がたくさん暮らすまち～ 大阪府熊取町……………(6)
- 町村Nav-i……………(10)
- ふるさとに活力と笑顔を……………(11)
- 福島県町村会長 福島県西郷村長 佐藤 正博……………(11)

**コラム**

### 冬の息

読売新聞東京本社論説委員  
コラム=編集手帳=執筆者 竹内 政明

何年か前の冬、電車を乗り過したことがある。べつに居眠りをしていたのではない。乗り合わせた姉妹らしき子供たちが遊ぶのを、見るともなしに見ていたときである。

息でくもる窓に、指で丸や三角を描いた。と、すぐに手袋の手でぬぐい、また息を吹きかけて今度は自分たちの名前だろつ、なにか文字を書いている。

空気には目に見えない水の粒が浮かんでいます。暖かい空気に冷たいものが触れると、目に見えない水の粒は目に見えるしずくに変わります。そこに北風が吹く寒い朝、お部屋のなかから窓に息を吹きかけてごらん下さい……。

何十年も昔にお世話になった恩師の聲が不意によみがえり、小学校で理科の時間に教わった結露の仕組みを思い出したのは、少女たちが小さな靴裏をこちらに向けて顔を寄せ合った夜の車窓に、学校の黒板を連想したせいだろう。

暖かいものと冷たいものが触れ合って水滴ができる。はて、なにかに似ている

からたちのそばで泣いたよ。  
みんなみんなやさしかったよ。

童謡『からたちの花』(作詞 北原白秋 作曲・山田耕作)の一節にある。ひとの優しい気遣いや、ちょっとしたしずかに触れて、凍えた心をもつ人の目に露が結ばれる作用は、誰もが経験で知っている。あるときは誰かの目に露を結ぶ吐息になり、あるときは誰かの吐息をもらって冷たく乾いたわが目を潤し、誰かを暖めたり、誰かに暖められたりしながら、人は生きていくのだろう。

なにか気の利いた、教訓めいた結語を用意して書き始めた文章ではない。憂き世の冬もそう捨てたものではないと、ふと、そんなことを考えるだけである。

◎写真キャプション◎  
北海道礼文島の「地蔵岩」の写真です。映画「北のカナリアたち」の中でご覧になった方も多いのではないのでしょうか？  
この他にも島内には、北の厳しい自然が作り出した「桃岩」等の奇岩が沢山見られます。

## 政策解説

## 過疎対策の現状と課題

総務省地域力創造グループ過疎対策室企画係長 福島 浩

## 過疎対策の沿革

過疎対策法については、昭和45年に全会一致の議員立法により制定された「過疎地域対策緊急措置法」以後、現行の「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年制定）」まで、10年単位の法律が四次にわたって制定施行されてきた。法の制定以降、約40年間にわたり過疎市町村を中心に過疎対策に取り組んだ結果、一定の成果を上げてきたものの、著しい高齢化の進行とあわせて、地域によっては存続が危ぶまれる集落が増加するなど抱える課題は一層深刻さを増してきている。

一方で、過疎地域は、安全・安心な食料や水の供給、エネルギーの提供、国土の保全、災害の防止、地球温暖化の防止等のみならず、都市住民へのやすらぎや教育の提供の場として、国民全体の安全・安心な生活を支える極めて重要な公益的機能を有しており、近年、その価値について再評価する動きも活発に見られるところである。

そうした状況も踏まえ、平成22年3月に失効期限を迎えた現行過疎法は、各党・各会派の協議を経た結果、

一部改正の上6年間延長されることとなり、また、平成23年3月に発生した東日本大震災の発生による過疎対策事業の進捗の遅れ等も踏まえ、平成24年6月には、更に5年間再延長されている。

本稿では、そうした状況も踏まえつつ、過疎対策の現状と課題について、過疎市町村におけるソフト事業の展開状況を中心としながら、以下、述べていくこととした。

## 過疎債ソフト分の現状について

## (1) ハード中心からソフト中心の過疎対策へ

平成22年の法改正前までの過疎法においては、主に道路、上下水道その他のインフラ整備等による生活環境の改善に重点が置かれていた。そうしたハード中心の支援施策により過疎地域の生活環境整備は相当進んだことから、都市部と過疎地域の格差是正に関しては、過疎法が一定の成果を上げたことは間違いない。

一方で、過疎地域においては、昨今、引き続き少子高齢化の進展等から、生活の安全・安心の確保が喫緊の課題となってきた。そうしたこと

から、平成22年の法改正に当たっては、関係都道府県、関係市町村、その他関係団体等からの強い要望があったことも踏まえ、従前ハード事業にしか活用できなかった過疎対策事業債（以下「過疎債」という。）の対象に、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業も追加されることとなった。

ソフト分の対象事業は①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費、②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費、③地方債の元利償還に要する経費以外であれば、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を幅広く対象とすることとされており、市町村毎に財政力等を勘案した発行限度額はあるものの、かなり自由度の高い支援措置となっている。（資料1）

## (2) 過疎債ソフト分の活用状況

導入初年度である平成22年度の過疎債ソフト分の活用状況は、発行限度額の総額約662億円に対して、発行額が約379億円であり、活用割合は57.3%に止まっていた。しかし、平成23年度は、発行限度額の

政 策

資料1 過疎対策事業債（ソフト分）について

1 対象事業

- ・地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業へ拡充
- ・対象経費は次のようなものを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を広く対象（出資及び施設整備費を除く）
  - ①市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費
  - ②生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費
  - ③地方債の元利償還に要する経費

①地域医療の確保

- 医師確保事業（診療所開設費用補助）
- ICTを活用した遠隔医療



②生活交通の確保

- コミュニティバス、デマンドタクシー等の運行
- バス路線維持に向けた民間バス事業者への補助



③集落の維持及び活性化

- 集落支援員の設置、集落点検や集落課題の話し合いの実施
- 移住・交流事業（インターネット広報や空き家バンク等）



※その他 高齢者支援（配食サービス、通報システム）、子育て支援、教育振興、森林対策、鳥獣被害対策、伝統文化振興、自然エネルギー関係、防災対策 等

④産業の振興

- 農業の担い手・人づくり対策、6次産業化
- 企業誘致・雇用対策（コミュニティビジネスの起業等）

2 発行額

- ・市町村ごとに総務省令により算定した額の範囲内で発行が可能（最低保障額は3,500万円）
- ・H22年度は発行限度額の総計約662億円に対して発行額379億円（活用率：57.3%）
- ・H23年度は発行限度額の総計約702億円に対して発行予定額458億円（活用率：65.2%）

ソフト分の活用により市町村の実情に応じたきめ細かい対策が可能！

総額約702億円に対して、発行予定額は約458億円、活用割合は65.2%となり、前年度に比べて活用率が上昇した都道府県も36都道府県となるなど、全体の活用状況は伸びていることが伺える。

しかし、都道府県毎、市町村毎に見た場合には、活用率（発行限度額に対する同意等予定額の割合をいう。以下同じ。）に大きなばらつきを生じており、この傾向については、平成23年度についても、22年度と大きく変わっていない。

具体的に平成23年度の活用状況を用いて説明すると、都道府県別には活用率95%以上の団体が4団体ある一方で、活用率20%未満の団体が1団体、活用率0%の団体も1団体となっており、その他の活用率別の力テグリーにも幅広く分布していることが読み取れる。（資料2）

また、市町村別の場合、例えば発行限度額の総和の大きい上位3道県でみると、北海道では道内143過疎市町村のうち活用率95%以上の市町村が66団体ある一方で、活用率20%未満が10団体、活用率0%も22団体にのぼっている。鹿児島県でも県内40過疎市町村のうち活用率95%以上の市町村が15団体、活用率20%未満が4団体、0%が10団体であり、

活用するかしないか2極分化の傾向が見て取れる。一方、長崎県では県内12過疎市町村のうち、95%以上が8団体、80~95%が3団体となる等、ほとんど全ての団体で8割以上活用されていることが伺える。（資料3）

この原因については、過疎市町村から実情を聞くと、過疎債ソフト分を活用しなかった理由としては①地方債発行を抑制している等の財政的な理由、②過疎債を充当することが適当なソフト事業が見いだせなかった等の理由のほか、やはりソフト事業について地方債を充当することに抵抗がある、との回答がみられた。その他、一部であるものの、制度についての理解不足やどの事業に活用すれば良いか分からない、といった回答もみられた。

これは、過疎市町村において過疎債ソフト分を活用するかどうか十分な議論がなされた結果として、「活用する」あるいは「活用しない」と意思決定した団体があった一方で、事業構築について十分な情報を得ることができなかったり、事業の検討・実施に当たったのノウハウが不足していた団体もあったことを示唆しているものと考えられる。

(3)運用の弾力化

■資料2 過疎対策事業債(ソフト分)の都道府県別活用率(平成23年度発行予定額ベース)

※活用率=各都道府県の過疎市町村の発行予定額の総和/各都道府県内の過疎市町村の発行限度額の総和  
 なお、100%以上の団体については、防災・減災事業に係る上限額拡充を活用した団体である

活用率	団体数	都道府県 (活用率：%)
95%以上	4	石川県(101.9%)、和歌山県(101.8%)、兵庫県(101.5%)、島根県(96.8%)
95%未満 80%以上	5	長崎県(92.4%)、三重県(92.3%)、高知県(91.6%)、福岡県(88.2%)、山形県(84.2%)
80%未満 60%以上	13	茨城県(74.3%)、北海道(73.5%)、新潟県(72.8%)、長野県(72.6%)、京都府(71.8%)、栃木県(67.8%)、愛媛県(67.7%)、千葉県(67.3%)、佐賀県(67.2%)、宮城県(62.6%)、鹿児島県(60.4%)、岩手県(60.0%)、福島県(60.0%)
60%未満 40%以上	14	広島県(59.9%)、青森県(59.6%)、大分県(59.0%)、沖縄県(54.3%)、山口県(53.6%)、宮崎県(52.9%)、徳島県(52.1%)、滋賀県(51.9%)、鳥取県(47.4%)、岡山県(46.3%)、岐阜県(43.7%)、山梨県(42.6%)、群馬県(41.7%)、香川県(41.5%)
40%未満 20%以上	7	秋田県(35.1%)、福井県(34.0%)、奈良県(26.1%)、静岡県(25.8%)、埼玉県(25.0%)、愛知県(23.8%)、富山県(22.1%)
20%未満	1	熊本県(19.6%)
0%	1	東京都(0.0%)

(2)で説明した過疎債ソフト分の制度創設後2箇年における過疎団体の活用率の動向や、既に発行限度額まで活用している団体から、発行限度額の引き上げ等により需要に対応し得る運用変更の要望等が寄せられたことを踏まえ、平成24年度から発行限度額について、運用が弾力化された。

具体的には、ハード分及びソフト分の起債要望額の合計が、地方債計画額の範囲内で、かつ、ソフト分の発行限度額の全国の合算額に達しない場合、財政力指数0・56以下の過疎市町村について発行限度額に1を乗じて得た額を限度として加算する(最大従前の発行限度額の2倍の発行が可能となる。)というものであり、本年4月6日に「過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を改正する省令(平成24年総務省令第39号)」が公布・施行されている。

**(4)地域に応じたソフト事業の検討が重要**

過疎地域の現状は、地域に応じて差はあると考えられるものの、これまで、高度経済成長期の都市部へ

の人口流出期に地域に残った昭和1桁世代の方々により、集落機能が維持されてきた地域も多く、将来、一気に人口減少が進み、機能維持も困難となる集落が増加することも考えられる。来るべき将来に備えて、まだ準備する時間のある現在のうちに、「限られた人数により地域の生活を支える仕組みづくり」や「様々な外部人材の活用により地域の維持・活性化を図っていく仕組み」などを検討、実践していくことが今まさに求められている。

過疎市町村においても、そのような地域の将来に向けた施策を企画立案していく能力が問われている場面であり、上述のような過疎債ソフト事業の活用状況の実態に鑑みれば、今一度、過疎債ソフト分を活用していくべき事業・地域はないのか、ということについて、住民や議会の方々等とも意見交換を行いながら、十分に検討することが重要である。

あわせて政府においても、所要額の確保に努めるとともに、過疎市町村の自主的な検討を促すため、先進的な取組みや他団体においても参考となる取組みを情報発信していくことが必要であり、引き続き様々な事例の収集及び公表に努めて行くことが重要である。

政 策

■資料3 過疎対策事業債(ソフト分)の活用率(平成23年度発行予定額ベース)

<市町村別活用率の例>

※活用率=各市町村の発行限度額に対する同意等予定額の割合(H22年度)  
各市町村の発行限度額に対する発行予定額の割合(H23年度)

※下の10道県は、各道県内の過疎市町村における発行限度額の総和の大きい上位10団体  
( )はH22年度の活用率に基づく団体数

都道府県 活用率	北海道	鹿児島県	長崎県	秋田県	熊本県	岩手県	島根県	新潟県	大分県	青森県
95%以上	66(64)	15(17)	8(12)	1(2)	2(4)	4(8)	15(18)	7(7)	4(4)	7(7)
95%未満 80%以上	20(10)	2(1)	3(0)	2(0)	1(0)	1(0)	2(0)	1(1)	4(2)	2(2)
80%未満 60%以上	9(8)	5(4)	0(0)	0(1)	0(0)	4(2)	1(1)	1(0)	1(1)	3(0)
60%未満 40%以上	9(11)	2(0)	1(0)	2(0)	2(0)	4(0)	0(0)	1(0)	0(0)	3(2)
40%未満 20%以上	7(6)	2(2)	0(0)	4(2)	0(0)	2(2)	1(0)	0(0)	2(3)	4(0)
20%未満	10(5)	4(7)	0(0)	4(5)	5(2)	4(1)	0(0)	1(1)	1(1)	0(3)
0%	22(39)	10(9)	0(0)	7(10)	17(21)	3(10)	0(0)	3(5)	4(5)	9(14)
合 計	143 (143)	40 (40)	12 (12)	20 (20)	27 (27)	22 (23)	19 (19)	14 (14)	16 (16)	28 (28)



過疎法については、先述のとおり、平成22年に改正されているところであるが、その衆参両委員会の可決に際しては決議等が付され、その中で「過疎地域の厳しい現状を十分踏まえ、実効性のある過疎対策を行うため、本法律施行後速やかに総合的かつ抜本的な検討を開始し、施行後3年を目途として、その検討結果や平成22年の国勢調査の結果、地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講じること」とされている。本年6月の改正による法期限の5年間の延長は、本決議に基づく見直しとは別のものと整理されているが、今後、決議等に基づく事項について改めて見直しの検討が進められるかどうかは、現行の政治情勢の動向等も有り、不透明な状況である。

仮に見直しがされることとなった場合に議論となるであろう事項としては、国勢調査人口の反映がある。過疎地域の指定要件の基準である国勢調査人口は、平成17年度の調査結果までは反映されているが、現行過疎法では平成18年以降に行われる国勢調査の結果について適用する規定

は置かれていない。法律の失効までには、既に確報値が公表されている平成22年国調及び今後調査・公表されることとなる平成27年国調の結果をどのように取り扱うか、が大きな論点の一つになるであろう。

現行過疎法は、個々の過疎地域が自ら考え、主体的に個性豊かな地域社会を創り、自立していくことを促進することにより我が国全体が「美しく風格ある国土」となっていくことを目的としている。過疎地域のよゆうな人口は少なくとも文化的に多様な個性豊かな地域社会が維持され、発展することは、真に豊かな国民生活実現のために必要である。過疎市町村が地域の安全安心な暮らしを守るため、住民や議会等、様々な主体と議論しながら、創意工夫をこらしたソフト事業に取り組み、全国各地において個性豊かな地域社会が創造されることに期待したい。

◎休刊のお知らせ◎  
12月24日付と12月31日付の町村週報は、休刊とさせていただきます。第2824号は1月7日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしく願います。

現地レポート

地域資源を活かした  
活性化策

子育てを応援する人がたくさん暮らすまち  
子育てしやすいまちづくり



都会の利便性と豊かな自然、両方の良さを持つ暮らしやすい町

熊取町は、大阪都心部から電車で約30分、関西国際空港からは電車で約15分の距離で、利便性が高く大阪南部に位置する、人口44,597人（平成24年10月末現在）のまちです。

自然環境や歴史にも恵まれ、「大阪みどりの百選」「全国水源の森百選」にも選ばれた「奥山雨山自然公園」、「全国ため池百選」に選ばれた憩いの親水

協働による子育て支援の礎

空間「長池オアシス」、重要文化財「商家住宅」「来迎寺本堂」「降井家書院」など見どころもたくさんあります。気候も温暖で、1970年代より宅地開発が進み、郊外の良好な住宅都市として発展してきました。快適で暮らしやすい風土に、大阪体育大学、大阪観光大学、関西医療大学、京都大学原子炉実験所の4つの大学、全国町村ではトップクラスの35万冊の蔵書を誇る図書館等「学園文化都市」としての特徴も有しています。

もともと農業と織物業を主産業とした熊取町は、女性が働くことが日常的であったことから、保育行政に力を入れてきました。現在も保育所の待機児童は「ゼロ」で、保育所が子育て支援の中心的役割を担っています。また、地域では「だんじり祭り」「太極拳フェスティバル」等様々な行事が盛んで、地域コミュニティが子ども達を育む役



△熊取町の町並み

フォーラム

▷重要文化財「中家住宅」



▷「学園文化都市」35万冊の蔵書を誇る図書館



▷だんじり祭り



割を担ってきました。

加えて、宅地開発により人口が増加する中、新しい土地で頼れる知り合いがいない状況下で子育てを支え合うために、転入された親たちを中心に「文庫活動」「共同保育所」「学童保育所」等多くの住民活動が生まれました。孤立による子育て不安や「長時間保育の必要性」等子育て支援における新たな課題やニーズは、これら住民活動と協働することで発展を遂げてきました。

「新たな公共」として「協働」という概念が注目されるずっと前に、住民と行政が協力し、子育てを支援していたというのが本町の子育て支援の始まりです。

りです。主体的な住民と柔軟な行政、先人の方々の努力による「協働」が本町の子育て支援の礎であるといっても過言ではないでしょう。

現在は、午後10時までの延長保育や、小学校1年生から6年生対象の学童保育、保育所の送迎や一時預かりなどに対する会員制の子育て援助システムである「ファミリー・サポート・センター事業」、未就園親子の居場所として「つづの広場事業」など、多様な子育て支援が、行政とNPO等との協働で実施されています。特に「ファミリー・サポート・センター事業」においては、他自治体において育児をサポートする「協力会員」が不足する中、本町においては十分な会員数を確保しており、年間200件を超えるサポートが行われています。

昨今の子育て事情と「ホームスタート事業」の実施

(1) 「待つ支援」から「届ける支援」へ  
主体的な住民活動と柔軟な行政との「協働」で発展してきた子育て支援ですが、1990年代に盛んであった「子育てサークル活動」を最後に、若い世代の主体的な地域活動は縮小傾向にあります。つながることが苦手な若い世代は、次第に地域活動から遠のき、最近では、「つづの広場」や「子育て

サロン」等の子育て支援事業にこそ、足の向かない親子が少しずつ増加しています。

子どもの育ちにとって「地域社会」は重要な意味があると言われています。「地域」には「家庭」と異なる役割があり、子ども達が人間関係や社会性を身につける場として大きな意味があるのです。社会と隔絶された家庭の中だけでは、子どもは育たないのです。そこで、引きこもりがちな親子を対象に、悩みや不安を傾聴し、その成長を見守りながら、親子と社会をつなげていく子育て支援活動が必要となってきました。

「待つ支援」から「届ける支援」へ、

▷つづの広場



フォーラム

本町の大切にしてきた「協働」を活かした新たな取り組みとして「ホームスタート事業」を実施することになりました。

(2)ホームスタート事業の実際

「ホームスタート」は、イギリスで発祥したボランティアによる「訪問型子育て支援」です。本町では平成24年8月よりNPO法人に委託し実施しています。関西では初めての取り組みであるとともに、行政の保健・福祉分野とNPO法人の協働により、乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業との連携を図り、要支援ケースについては子ども

家庭相談へつなげるなど、重層的かつ継続的支援が行えている点に大きな特徴があります。

就学前の乳幼児を抱え、子育てに不安やストレスを感じている人なら誰でも申し込むことができます。

訪問は、7日間の研修を修了した「ホームビジター」と言われるボランティアが行います。平成24年10月末現在、12名のホームビジターが登録、新たに7名の方が研修を受講中です。

訪問は、子育ての悩みを聞いたり、一緒に家事や育児を行いながら、子育ての意欲や技術の向上を図ります。ホームビジターが週に1回、2時間程

度、合計5回を自選に訪問を行います。

また、事業全体の運営、「ホームビジター養成講座」の実施、訪問を希望する親とホームビジターとの調整などは、NPO法人ホームスタート・ジャパンにおいて子育ての専門知識に関する研修を受講し認証を受けている「オーガナイザー」が行います。

平成24年10月末までに8名の申込みがあり、オーガナイザーとビジターによる訪問延べ件数は98回に上っています。

(3)利用者やホームビジターの声

始まって間もない事業ですが、利用

者からは「子どもと2人きりですと家にいるのはしんどかった。一番つらい時期に訪問してもらって支えてもらった。」子どもとの遊び方がわからなかったが、ビジターさんが一緒に遊んでくれたことで、子どもとの関わり方を学ぶことができた。「下の子が生まれ、上の子に関わってやれなくなっていた。ビジターさんに下の子を看てもらい、思い切り上の子と遊ぶことができた。上の子どもの気持ちも安定したので本当にほっとしている。」「子育てが落ち着いたら、自分もホームビジターとしてお手伝いしたいと思った。」など、喜びの声がたくさん届いています。

また、ホームビジターからは「お母さんの気持ちに寄り添うことの大切さを実感。特別なことをしなくても話を聞くことで問題解決になることを学んだ。」「人との出会いを実感できる活動、自分も子育てを支えてもらったので、少しでも役に立てることがとても嬉しい。」「など、活動する喜びの声がたくさん届いています。

利用者やホームビジターさんの声から、想いは必ず響き合うことを実感しています。そして「ホームスタート」から「つどいの広場」や「子育てサロン」の利用など「地域社会」との橋渡しをすることは、親と子どもが共に育ちあつことを応援することであり、将来の子育てを応援してくれる人材を育てることもあると考えています。



▷「ホームスタート事業」ホームビジター養成講座の様子



▷ボランティアによる安全パトロール



▷ボランティアと野鳥観察する子ども達

フォーラム

**主体性の喚起、「お母さん、お父さんによる子育て応援DVDの作成」**

その他、子育ての当事者である親が、楽しく地域を学び、その主体性を喚起する取り組みとして、子育て応援DVDを作成しました。撮影ボランティアスタッフの指導の下、お母さん、お父さんが様々な子育て支援事業取材し、30分のDVDを作成、現在本町ホームページで公開しています。議論と取材を繰り返し、子育て当事者の目線です。是非ご覧くださる。

(熊取町ホームページ: <http://www.town.kumatori.lg.jp/>)

**最後に、子育てしやすいまちとは**

「まち」はそこに暮らす人々によってつくられます。「子育てを助けてもらった経験」から「助ける経験」が世代を超えて循環し、子育てに優しい眼差しを向けられるまちであって欲しいと思います。子育てしやすいまちは、地域の優しい眼差しの中で、自分らしく子育てができるまちであると考えています。また、子どもの自立の根っこは、自

己肯定感と言われています。自己肯定感とは「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在だ」と思える心の状態を言い、その獲得には、幼少期に「ありのままの自分」を受け入れられた体験が重要であると考えられています。自己肯定感を受容と共感の中から生まれるものなのです。

熊取町には受容と共感の心で子育てを応援する人々がたくさん暮らしています。今後も住民と行政の協働により「自立した人育ち」をにらみながら、地道な子育て支援活動を続けていきます。

熊取町長 中西 誠



▷「熊取町公式facebook」平成24年11月開設 ジャンプ君(左)とメジャーナちゃん(右)

**町村専用ページ「町村.com」をご覧になっていますか**

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。



[kouhou@zck.or.jp](mailto:kouhou@zck.or.jp)

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール([kouhou@zck.or.jp](mailto:kouhou@zck.or.jp))をお願いいたします。

随 想

ふるさとに活力と笑顔を

福島県町村会長 佐藤 正博  
福島県西郷村長



昨年三月十一日の東日本大震災から一年九ヶ月が過ぎましたが藤原会長をはじめ、これまで多大なご支援を賜りました全国の皆様に謹んで厚く感謝申し上げます。

フクシマは、未だ十六万人が避難生活を強いられており、町村長自らも仮設住宅におられる方もおられます、これらのご苦労は想像を超えております。まず、除染、仮置き場、健康への影響、食べ物、風評被害、そして俄に増加したこれらの業務量は、地震災害復旧と重なり、次々と増加する仕事に職員は疲れ切っております。一日も早く、放射能のコントロール技術の確立と健康への影響、食物との関係を明らかにし、帰村を実現する元の環境に戻す努力を国・原因者と共に、更に急がなければならぬ実情にあります。一歩で

も前進させるのが我々の使命でありますので今後とも、ふくしま復興にご支援ご協力を賜りたいと切にお願ひ申し上げます。

西郷村は、福島県中通り地方南部の県南地域に位置し、西に秀麗の那須の峰を仰ぎ、北西から南東にかけて緩やかに傾斜し、源を発する阿武隈川が村の中央を流れ、流域の随所で滝や美しい渓谷が見られるなど、自然環境にとっても恵まれています。気候的には、西に日光国立公園が広がり那須連山二、〇〇〇m級の山並みと接しているため、比較的冷涼な「さわやか高原都市」であります。村の面積は、約一九二平方キロメートル、人口は約一九、九〇〇人、北部、東部は白河市、西部は南会津郡下郷町、北西部は岩瀬郡天栄村、南部は栃木県那須町と接しております

す。東部は東北幹線新白河駅、東北海道白河インターチェンジ等がある国道4号線沿いの商工業地帯、中部は役場などの公共施設や農業集落が点在する田園地帯、西部は日光国立公園の一部と阿武隈川源流域である大自然地帯の三つの「顔」を持っています。三つが一つの村に存在していることはすばらしいことであり、恵まれた環境の中で生活できることは大変ありがたいことと思っております。

日光国立公園と田園地帯に広がる中に、大平工業団地、梶山工業団地、長久保工業団地の三カ所の工業団地、4つのダム、3つのゴルフ場があり、産業別就業者比率は、第1次産業7%、第2次産業39%、第3次産業54%となっております。基幹産業は米作を中心とした農業であります。高速道路、新幹線などの交通網の整備や豊富な水資源を背景に高度な技術をもつ工場などの誘致も進み、近年は商工業中心の村となっております。そのため若者の雇用が増加し、高齢者人口比率は一九・二%と県内では最も低く、活気あふれる村となっております。

また、今年には村民にとって大変喜ばしいことがありました。それは、八月に行われた全国中学校体育大会においてソフトテニス部が女子個人で優勝、全国ジュニアゴルフ大会で優勝、プロ野球ドラフト会議で本村4人目のプロ野球選手として佐藤勇君が埼玉西武ライオンズに指名されました。震災、原発事故で苦しむ村民及び県民にとって、非常に明るい話題となりました。若い世代の活躍はこれからの地域発展の原動力と必ずあります。今後の活躍を大いに期待したいと思います。

最後に、村政の更なる伸展と村民の福祉向上のため

- 一 自然と調和した快適な村づくり
- 二 希望を持ち安心して暮らせる村づくり
- 三 自立と調和の人づくり
- 四 豊かさを実感できる村づくり
- 五 ふれあいのある協働の村づくり

の五項目を掲げ、活力と笑顔あふれる、そしてすばらしい西郷村を次世代へ引き継ぐために、村民の皆様と共に、渾身の力で村づくりに取り組んで参りたいと思っております。

# TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひとつとき

静かさ心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとまどめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



## 土・日・祝日は リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、  
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、  
平日料金の **15%OFF**

和室もございますのでお問い合わせ下さい。  
禁煙ルームをご用意しております。



シングル 119 室  
平日料金 9,817 円より **SINGLE ROOM**

金曜日料金  
**15% OFF** 8,344 円より

土・日・祝日料金  
**20% OFF** 7,854 円より



ダブル 12 室  
平日料金 13,282 円 **DOUBLE ROOM**  
(2名利用) ※1名利用の場合 11,072 円

金曜日料金  
**15% OFF** 11,289 円  
※1名利用の場合 9,326 円

土・日・祝日料金  
**20% OFF** 10,626 円  
※1名利用の場合 8,778 円



ツイン 17 室  
平日料金 18,480 円より **TWIN ROOM**  
(2名利用)

金曜日料金  
**15% OFF** 15,708 円より

土・日・祝日料金  
**20% OFF** 14,784 円より



会議室・宴会場

2階には広さと設備が多様な、大小4つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



カジュアルレストラン「ベルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00  
ティータイム 14:00 ~ 17:00  
ディナータイム 17:00 ~ 22:00  
(21:30 ラストオーダー)



和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30  
(14:00 ラストオーダー)  
ディナータイム 17:00 ~ 22:00  
(21:30 ラストオーダー)



## 全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

**TEL 03(3581)0471**

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

ご宿泊の予約が、全国町村会館の WEB からお申し込みいただけます。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3番出口徒歩1分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分
- タクシー東京駅から約20分

